(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市に在住する小学校、中学校及び義務教育学校の児童又は生徒(以下「児童生徒」という。)がスポーツにおける口腔外傷を予防することを目的として、口腔外傷防止用具(以下「スポーツマウスガード」という。)を作製する際、当該児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内において東大阪市スポーツマウスガード作製費用補助金(以下「補助金」という。)を交付するため、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 保護者 親権者、未成年後見人その他児童生徒を養育している者をいう。
  - (2) 申請者 スポーツマウスガードを作製する児童生徒の保護者であって、この要綱 による補助金の交付を受けようとする者をいう。
  - (3) 補助対象者 この要綱による補助金の交付の決定を受けた者をいう。

## (補助の要件)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、スポーツマウスガード の装着が競技規則等で義務付けられ、又は推奨されている競技のうち別紙に掲げるもの を行い、かつ、東大阪市東歯科医師会又は東大阪市西歯科医師会が指定する歯科医療機関(以下「指定医療機関」という。)においてスポーツマウスガードを作製する申請者 とする。

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、作製費用の2分の1に相当する額(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、上限は5,000円とする。

# (交付の申請)

- 第5条 申請者は、市長に対し、必要な事項を記載した東大阪市口腔外傷防止用具(スポーツマウスガード)作製費用補助金交付申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) スポーツマウスガードを作製する児童生徒の住所、氏名、生年月日が確認できるものの写し
  - (2) 申請者の住所、氏名が確認できるものの写し

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条にする申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の 交付又は不交付の決定をするものとする。 2 前項の場合において、市長は申請者に対し、補助金を交付すべきものと決定したときは、東大阪市口腔外傷防止用具(スポーツマウスガード)作製費用補助金交付決定通知書(以下「交付決定通知書」という。)(様式第2号)により通知し、不交付とすべきものと決定したときは、東大阪市口腔外傷防止用具(スポーツマウスガード)作製費用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

## (補助金の実績報告兼請求)

- 第7条 補助金の請求は、補助対象者が行い、交付決定通知書に記載された期日までに東 大阪市口腔外傷防止用具(スポーツマウスガード)作製費用補助金実績報告書兼請求書 (以下「請求書」という。)(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけ ればならない。
  - (1) スポーツマウスガードを作製した指定医療機関が発行した領収証の写し
  - (2) 前1号のほか、市長が必要とする書類

### (補助金額の確定及び交付)

第8条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付 すべき補助金の額を確定させ、請求書の到達後60日以内に補助対象者の指定口座に補 助金を振り込むものとする。この場合において、市長は、補助対象者の指定口座に補助 金を振り込むことにより、当該補助金額の決定を通知したものとみなす。

# (交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、補助対象者が次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、東大阪市口腔外傷防止用具(スポーツマウスガード)作製費用補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付の決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
  - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会学校教育部長が別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。